

第 36 回 浜田市農業委員会総会会議議事録

日 時：令和 6 年 1 月 25 日（木）9：30～10：00

場 所：浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1 出席委員

【農業委員】(12名)

1 番 原田 義一	2 番 三浦 寿紀	3 番 佐々木京子	5 番 川本 聖光	6 番 野上 省三
10 番 宮崎 龍生	11 番 玉田 一	12 番 高橋 伸幸	13 番 大崎 健太	14 番 中田 善喜
15 番 林 秀司	17 番 渡辺 弘之			

【農地利用最適化推進委員】(14名)

1 番 前田 正典	2 番 徳田マスエ	3 番 永見 繁廣	4 番 小谷 保雄	5 番 小川 明人
6 番 領家 悟	10 番 橋本 安延	11 番 串崎 美之	12 番 小松原常雄	14 番 河野 恒弘
14 番 近重 邦昭	16 番 田村 邦麿	17 番 岡田 勝	18 番 大谷 数義	

2 欠席委員

【農業委員】(6名)

4 番 柿元 信次	7 番 岡本 健治	8 番 青葉 真	9 番 河崎 健	16 番 佐々森義見
18 番 奥迫 忠幸				

【農地利用最適化推進委員】(4名)

8 番 岡本 定文	9 番 藤若 裕香	13 番 渡邊 弘登	19 番 長野 昭三
-----------	-----------	------------	------------

3 総会次第

(1) 会長挨拶

(2) 議題

○報告

農地利用目的変更届について（4件）

○議案

議第 1 号 農用地利用集積計画の策定について（利用権設定 16 件、所有権移転 2 件）

議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（1 件）

令和 6 年 1 月 25 日

浜田市農業委員会
会長 原 田 義 一

4 事務局出席職員

農業委員会事務局：新開事務局長、岡本農地係長、佐々木主任主事

産業経済部農林振興課：松本事務員

しまね農業振興公社：植本農地集積相談員（欠席）

議 長

はじめに総会を開催するにあたり、浜田市農業委員会会議規則第 4 条により、本日の出欠状況等の報告を事務局よりお願いします。

事務局長

本日、欠席の通告がありました農業委員は、4 番 柿元委員、7 番 岡本委員、8 番 青葉委員、9 番 河崎委員、16 番 佐々森委員、18 番 奥迫委員、以上 6 名から欠席の届出がありました。なお、農業委員の出席は、現在 12 名です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する過半数に達しており、総会は成立いたします。

また、農地利用最適化推進委員の欠席は、8 番 岡本委員、9 番 藤若委員、13 番 渡邊委員、19 番 長野委員、以上 4 名から欠席の届出が出ております。

それでは、浜田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、よろしく願いいたします。

議 長

事務局から報告がありましたように、本日の総会は成立しております。

ただいまから第 36 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。

続いて、浜田市農業委員会会議規則第 15 条に規定する議事録署名委員を指名いたします。14 番 中田委員、15 番 林委員、よろしくお願いします。

ここ 2、3 日で急に寒くなりまして、委員の皆さんも非常にお出かけにくいところ、総会にご出席いただきありがとうございますございました。

ここで一つ皆様をお願いでございますが、ご存知のとおり石川県、福井県の地域が 1 月 1 日に地震に見舞われまして、被害状況につきましてはテレビ等で報道されているとおりです。この度、全国農業会議所からご案内のとおり、農業委員会組織による能登半島地震義援金の募集について協力依頼がありました。趣旨といたしましては、被災された農業者等の皆様の今後の経営と生活回復を図り、一日も早い復興を支援するということです。

つきましては、浜田市農業委員会として、現行の農業委員、農地利用最適化推進委員で 1 口 1,000 円ということでの義援金をお願いしたいと思っております。支払いについては、本日でも 2 月でもよろしいのでご協力をお願いします。それでは議事に入ります。本日の議事が円滑に進行できますよう、委員のみなさまのご協力をよろしくお願いします。

それでは、議事「報告」に入ります。報告事項は、農地利用目的変更届が 4 件です。事務局の説明をお願いいたします。

なお、事前の質問等がありましたら、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、資料をご覧ください。

農地利用目的変更届「4 号」について説明いたします。届出は、上府町の田、2 筆、359 m²です。埋め立て時期は、令和 6 年 2 月頃から 1 年間の予定で、埋め立て後は畑として大豆を栽培される予定です。

「5 号と 7 号」について説明します。資料をご覧ください。届出は、「5 号」が、弥栄町木都賀の田、1 筆、1,728 m²と、「7 号」が、同じく弥栄町木都賀の田、1 筆、722 m²で、所有者が異なります。該当農地を埋め立て、管理しやすくするため、当面は保全管理の予定とのことです。なお、届出なく埋め立てられていますので、顛末書を添付されています。

「6 号」について説明します。資料をご覧ください。届出は、弥栄町木都賀の田、1 筆、702 m²のうち 350 m²です。この届出も、該当農地を埋め立てて、管理しやすくし、当面は保全管理の予定とのことです。なお、この届出も、届出なく埋め立てられていますので、顛末書を添付されています。「4 号から 7 号」についての届出条件として、隣接者等より異議支障が出た場合には、届出者に

において一切責任を持ち解決することと届出に記載しており、他の農地に影響がないよう指導しております。事前質問はありませんでした。以上です。よろしくお願いいたします。

議長 以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。

委員 (意見、質問等なし)

議長 無いようですので、続きまして、議事・議案に入ります。
議第1号、農用地利用集積計画の策定について、浜田市より農業委員会へ議決を求められています。なお、事前の質問等がありましたら、事務局の説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について、浜田市から農業委員会へ議決を求められております。農用地利用集積計画(案)をご覧ください。農業者の皆様から申出のありました利用権設定は、16件、36筆、54,414㎡、所有権移転は、2件、2筆、4,054㎡で同法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されています。公告期間は、令和6年1月31日から令和6年2月13日までの14日間、開始日を令和6年2月1日以降とされています。

事前質問がありましたので回答します。利用集積計画(案)のNo.1.2.3.4番の耕作者の年齢、後継者の有無ということで事前質問をいただいております。耕作者の年齢ですが50代後半の方です。後継者については、具体的な後継者がおられる状況ではありません。集積面積が多いため、一人で大丈夫なのかという意図のご質問かと思えます。今回利用集積を計画しておられる集落は、高齢化が進み、担い手も不足している状況で、耕作者が有機米圃場を拡大していきたいと計画しておられ、集落と耕作者の意図が一致して提出されたものです。後継者については、今後支援センターと連携して、農業研修制度等活用し、ビジネスパートナー等を現在、模索しておられると聞いておりますので、ご理解いただければと思います。以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので採決に入ります。農用地利用集積計画について、承認いただける農業委員、推進委員の挙手をお願いします。

委員 ～ 挙手、全員 ～

議長 全員、挙手です。承認いたします。
続きまして、議第2号 農地法第5条の規定による許可申請は1件です。事務局の説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。資料をご覧ください。申請は、上府町の畑、4筆、843㎡で、所有権移転は有償で、資金証明は融資証明と通帳の写しを提出されています。転用目的は宅地用地造成で、住宅用

地として分譲したいと申請されています。予定工事期間は、許可日から令和 6 年 2 月 28 日までと申請されています。被害防止対策等につきましては、「雨水及び生活排水は合併浄化槽を経由して市道側溝へ放流するため周辺への影響はない。その他、被害の及ぶ恐れはないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話し合いの上、責任をもってこれに対処する」と申請されています。許可の判断は、第 3 種農地のため原則許可、都市計画法の用途が定められている地域で農業上の土地利用との調整が調っており、農地法施行規則第 44 条第 3 号に該当すると判断しました。事前質問はありませんでした。以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 続きます、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。
14 番 中田委員、もしくは河野委員から補足説明がありましたらお願いします。

河野委員 先ほど、事務局からご説明がありました通り、問題はないとおもいますので
よろしくお願いいたします。以上です、

議長 その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 無いようですので、採決に入ります。第 5 条の規定による許可申請について、
ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委員 ～ 挙手、全員 ～

議長 全員、挙手です。承認いたします。
その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 その他、ご意見等、無いようですので、以上を持ちまして、第 36 回総会を終
了します。

終了 午前 10 時 00 分